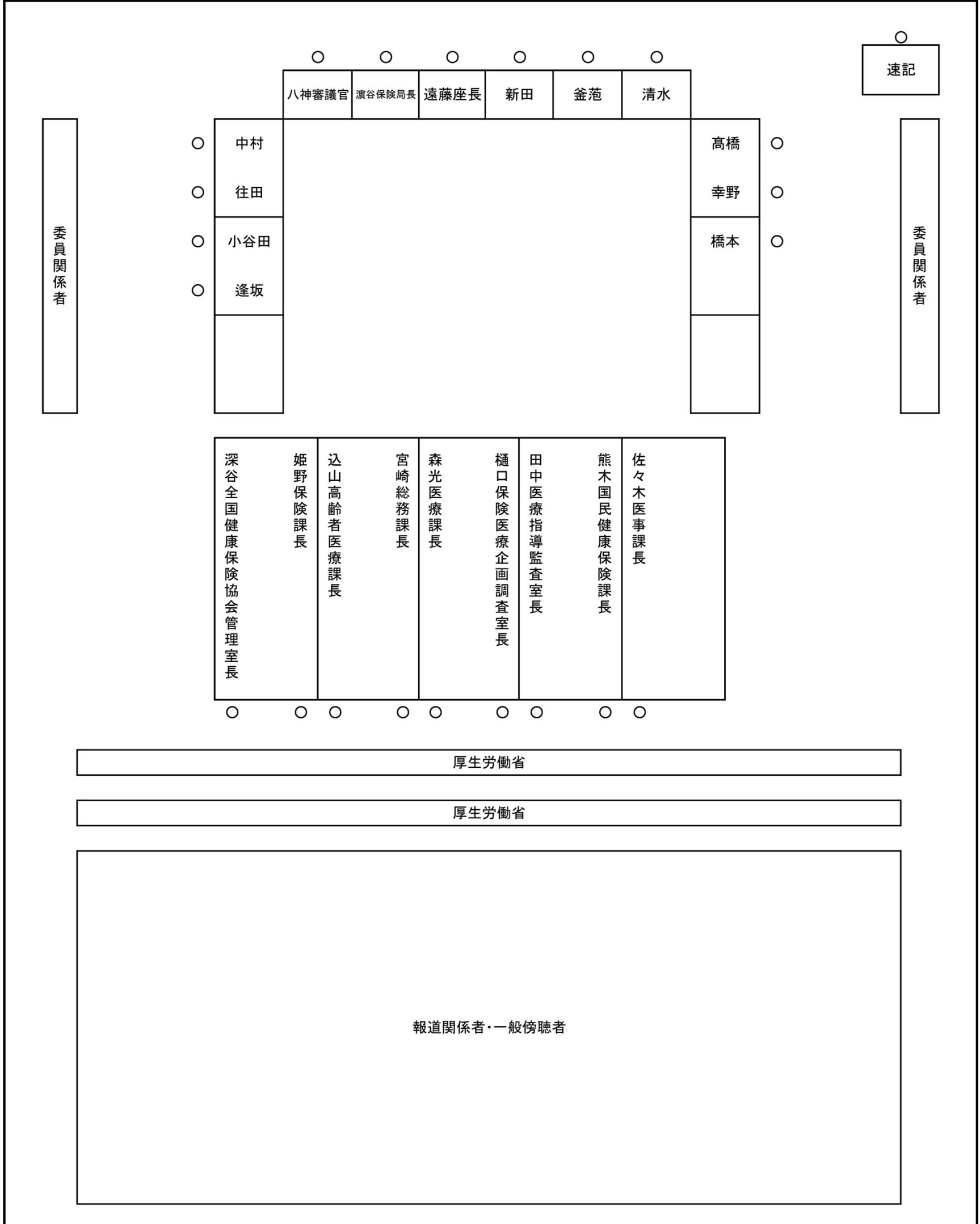


第21回 社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会 座席表

日時: 令和元年9月6日(金)

柔道整復療養費検討専門委員会終了後～

会場: TKP新橋カンファレンスセンター 新館ホール12E



社会保障審議会医療保険部会  
あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

## ○座長・有識者

遠藤 久夫 国立社会保障・人口問題研究所所長

新田 秀樹 中央大学法学部教授

橋爪 幸代 日本大学法学部准教授

釜菴 敏 日本医師会常任理事

清水 恵一郎 日本臨床内科医会 特任常任理事

## ○保険者等の意見を反映する者

高橋 直人 全国健康保険協会理事

幸野 庄司 健康保険組合連合会理事

村岡 晃 高知市健康福祉部長

中野 透 国民健康保険中央会常務理事

橋本 幸夫 東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課長

## ○施術者の意見を反映する者

中村 聡 日本鍼灸師会副会長

往田 和章 全日本鍼灸マッサージ師会副会長

小谷田 作夫 日本あん摩マッサージ指圧師会副会長

逢坂 忠 日本盲人会連合事業部長

## あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について（案）

### 1. 改定率 0.44%

令和元年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、本年10月に予定されている消費税率の10%への引上げに伴い、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

（参考）今回の診療報酬全体改定率 0.88%

平成26年：診療報酬全体改定率 1.36%（あはき改定率0.68%）

### 2. 改定の内容（案）

あんまマッサージ指圧、はり・きゅう療養費の前回（平成26年）の消費税改定も踏まえ、以下の施術料金への上乗せを行う

#### 【改定案（あん摩マッサージ指圧）】

	現行	引上額	改定後
温罨法	80円	30円	110円
温罨法＋ 電気光線器具	110円	40円	150円
変形徒手矯正術	780円	10円	790円

#### 【改定案（はり・きゅう）】

	現行	引上額	改定後
初検料（1術）	1,610円	100円	1,710円
初検料（2術）	1,660円	100円	1,760円
施術料（2術）	1,580円	10円	1,590円

### 3. 施行日

消費税率の引上げが、本年10月1日に予定されていることから、同日の施行とする

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について

【平成30年6月～】

○マッサージ 1局所につき 340円

※局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 80円加算

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 110円加算

○変形徒手矯正術 1肢につき 780円

※対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○距離加算を往療料に振り替えて包括化

往療料 2,300円 4km超 2,700円

○施術報告書交付料 300円 【新設】 ※平成30年10月1日～

**はり師、きゅう師の施術に係る療養費の算定について**  
**【平成30年6月～】**

初回	2回目以降
<p><b>○初検料</b></p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合  <b>1,610円</b></p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合  <b>1,660円</b></p>	
<p><b>○施術料</b></p> <p>①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合  <b>1回につき 1,540円</b></p> <p>②2術(はり、きゅう併用)の場合  <b>1回につき 1,580円</b></p>	
<p><b>○電療料</b></p> <p>・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 <b>1回につき 30円加算</b></p>	
<p><b>○距離加算を往療料に振り替えて包括化</b></p> <p><b>往療料 2,300円 4km超 2,700円</b></p>	
<p><b>○施術報告書交付料 300円 【新設】 ※平成30年10月1日～</b></p>	

令和元年度診療報酬改定について（消費税引上げ分）

- 診療報酬本体改定率            + 0. 4 1 %
  
- 薬価等改定率                    + 0. 4 7 %
  
- 全体改定率                        + 0. 8 8 %

# あはき療養費の研修受講や実務経験の 要件を課す仕組みの検討(案)

# 1 概要

○「あはき療養費の不正対策及び受領委任制度による指導監督の仕組みの導入」(平成30年4月23日医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会報告書)抜粋

## Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

### 2. 地方厚生(支)局等による指導監督等

#### (5) 施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組み

- ・柔道整復療養費については、平成30年4月から、新たに施術管理者となる者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みが導入されるが、あはき療養費についても、柔道整復療養費の仕組みの実施状況を踏まえつつ、適切な仕組みを導入する。
- ・要件を課す仕組みの実施時期については、受領委任制度導入後一定の準備期間を考慮する必要がある。柔道整復療養費について、専門委員会での報告書の取りまとめから施行までに1年以上の準備期間を要していることを踏まえ、平成32年4月までの実施を目指して検討、準備を行う。

○施術管理者の要件は、「研修受講」及び「実務経験」とする。

○実施日は、令和2年度中とし、円滑な実施のための準備期間を考慮して決定する。

### ○実務経験の期間

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師(以下「あはき師」という。)の資格取得後の期間とし、当面1年間とする。

- ・「施術所の勤務施術者として実務に従事した期間」とする。

- ※ 出張専門施術者に帯同するなどして従事した期間は、当該期間に含まれない。

- ・実務経験期間の証明は、「実務経験期間証明書」による。

- ・実務経験期間証明書は、あはき師が実務に従事した施術所の開設者又は施術管理者が証明する。

- ※ 施術所の開設者又は施術管理者は、施術所に勤務を希望するあはき師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わない。

- ・実務経験の期間は、「実務経験期間証明書の「従事期間」欄を通算した期間」とする。

- ※ 同時に複数の施術所に勤務する場合、重複する期間は合算しない。

#### ○研修の目的

この研修は、新たにあはき師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者が、適切に療養費の支給申請を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的とする。

#### ○研修対象者

研修対象者は、あはき法に規定する免許証(登録済証明書を含む。)の交付を受けた者とする。

#### ○受講資格の認定

研修対象者の受講資格は、受講申込書に免許証又は免許証明書若しくは登録済証明書の写しを添付させることにより、登録研修機関においてその資格の有無を確認する。

#### ○研修方法

16時間、2日間以上の講義による研修

※あはき療養費は、はりきゅうとマッサージの区分があること、受講者の負担、研修実施の実務等を踏まえて実施

## ○研修科目(案)

次の分野・ねらい((1)～(4))及び科目とする。

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る標準的な研修カリキュラムについて

### (1) 職業倫理

施術管理者となるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師である前に、一人の信頼される社会人として果たすべき責任や医療関係者としての倫理について学ぶ

(ア) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての倫理

(イ) 医療関係者・社会人としての倫理・マナー

### (2) 適切な保険請求

質の向上を図るため、何が保険請求の対象か否かの判断、施術録、支給申請書の記載の仕方など、制度の正しい理解を学ぶ

(ア) 健康保険制度と療養費

(イ) 保険請求のできる範囲、同意書、診断書、施術録、支給事務手続き等

(ウ) 施術報告書、支給申請書の作成

(エ) 不正請求の事例

### (3) 適切な施術所管理

医療機関との速やかな連携と医療施術所内外での的確な判断による指示と心構えなどの対応の仕方を学ぶ

- (ア) 医療事故・過誤の防止
- (イ) 事故発生時の対応
- (ウ) 医療機関等との連携
- (エ) 広告の制限

### (4) 安全な臨床

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術が適用であるか否かの的確な鑑別と的確な施術を行い、患者に対し治癒過程を明確に説明し管理、指導することを学ぶ

- (ア) 患者の状況の的確な把握・鑑別
- (イ) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの的確な施術
- (ウ) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術に関係する最新の情報を入手する方法について
- (エ) 適応疾患の経過観察に必要な検査と所見の取り方について

※研修は、上記の標準的な研修カリキュラムを全て実施する。

## ○講師

有識者、保険者、医師又はあはき師とし、教授する科目の内容について、専門的な知識又は技術を有し、研修内容を講義する能力を十分に有していると認められる者

## ○研修の実施日

研修は、連続した実施日とすることを基本とするが、受講者の利便及び登録研修機関における研修実施場所や講師の確保状況を考慮し、実施日を分けて差し支えない。

## ○受講者数

講師1人につき同時に研修を受ける受講者の数は、原則として30人を下限とする。

## ○受講手続き等

受講手続き等については、登録研修機関の定める研修要綱に基づき行う。

## ○修了の認定

登録研修機関は、受講者に対して適切な受講確認をしたうえで、研修修了の認定を行う。

災害、疾病、長期の海外渡航その他の正当な事由により一部の科目の内容を受講しなかったため、修了を認められなかった受講者から当該研修に係る受講証の提示がされた場合、受講した研修の最初の受講日以降3年以内に限り、受講した科目の内容と同じものについては、受講したものとみなすことができる。

## ○修了証の交付及び再交付

登録研修機関は、研修修了の認定をした受講者に対し、研修修了証を交付する。

登録研修機関は、研修修了証の交付した旨が明らかになるようにしておく。

虚偽又は不正の事実に基づいて研修修了証の交付を受けた場合、研修の修了を取り消すことができる。

登録研修機関は、研修修了証を交付した者の氏名の変更や研修修了証の紛失等の申し出があった際は、研修修了証の再発行を行う。

## ○修了証の有効期間

受講者に対し交付する研修修了証には、研修修了年月日から5年間の有効期間を設ける。

なお、当該有効期間は、施術管理者研修の課程を修了した証明書としての有効期間であり、あはき師の資格や受領委任を取り扱う施術管理者の要件を満たしていることを保証する期間ではない。

## ○費用負担

研修に係る費用は、研修受講者及び登録研修機関の負担とする。

## ○研修実施における留意事項

登録研修機関が行う研修は、各地方厚生局が管轄する地域(北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州)ごとに実施することを基本とするとともに、受講希望者の受講機会を確保するよう努める。

登録研修機関において開催日程等の周知を十分に行い、受講希望者の受講機会を確保する。

### ○登録

登録研修機関は、施術管理者研修を行おうとするものの申請により登録を行う。

### ○申請書類の提出

施術管理者研修の登録の申請をしようとするものは、施術管理者の要件の通知の規定による申請書及び添付資料を厚生労働省保険局長に提出しなければならない。

### ○欠格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、登録を受けることができない。

- ・登録研修機関の規定に違反した日から二年を経過しないもの
- ・登録研修機関の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しないもの

## ○登録基準

厚生労働省保険局長は、登録を申請したものが次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- (1) 申請者が、公益財団法人であること。
- (2) 申請者が、あはき師の研修について次の実績があること。
  - ① 一定期間(5年)以上、継続して研修を行った実績があること。
  - ② 全国単位で研修を行った実績があること。
  - ③ 一年度内に一定人数(500人程度)以上の研修を行った実績があること。
- (3) 申請者が、各地方厚生局の管轄する地域(北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州)ごとに実施することを基本とし、年複数回以上研修の実施が可能であることなど、十分研修機会の確保ができる と厚生労働省保険局長が判断出来ること。
- (4) 施術管理者の要件の通知に規定する分野、科目の内容を教授し、その合計時間数が16時間以上であること。
- (5) 教授する者は、有識者、保険者、医師又はあはき師とし、教授する科目の内容について、専門的な知識又は技術を有し、研修内容を講義する能力を十分に有していると認められる者であること。
- (6) 受講者に対し、研修の修了に当たり研修修了の認定を適切に行えること。
- (7) (6)の認定を受けた受講者に対し、研修修了証書を交付すること。

## ○登録の方法

厚生労働省保険局長は、研修機関登録簿に登録を受けるものの登録番号、名称、所在地、登録の年月日及び登録期間を記載して登録する。

## ○登録の更新

登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

## ○研修の実施義務

登録研修機関は、次に掲げる事項による研修の実施義務を負う。

- (1) 登録研修機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関する計画(研修計画)を厚生労働省と協議のうえ作成し、当該研修計画に従って研修を行わなければならない。
- (2) 登録研修機関は、公正にかつ登録研修機関の規定で定めるところにより研修を行わなければならない。
- (3) 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、研修計画を厚生労働省保険局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

## ○変更の届出

登録研修機関は、申請書類の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を厚生労働省保険局長に届け出なければならない。

## ○業務規程

登録研修機関は、次に掲げる事項を定め、研修を行う。

- (1) 登録研修機関は、研修業務規程を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働省保険局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (2) 研修業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。
  - ① 研修の実施方法
  - ② 研修に関する料金
  - ③ 研修に関する料金の収納の方法に関する事項
  - ④ 研修課程修了証の発行に関する事項
  - ⑤ 研修の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ⑥ 研修の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ⑦ 財務諸表等の請求に係る費用に関する事項
  - ⑧ その他研修の業務の実施に関し必要な事項
- (3) 研修の受講料は、実費を勘案し適切な額とすること。

## ○研修の質の担保

登録研修機関は、適切な施術管理者研修を実施するよう「施術管理者研修実施委員会」を設置する。

「施術管理者研修実施委員会」は、施術管理者研修の全国実施に関し、必要な検討を行う。施術管理者研修実施委員会の委員は、登録研修機関の管理者及び講師の要件を満たす者とする。

## ○業務の休廃止

登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、予め、書面により厚生労働省保険局長に届け出なければならない。

## ○財務諸表等の備付け及び閲覧等

登録研修機関は、次に掲げる事項を備え付けておかななければならない。

- (1) 登録研修機関は、毎事業年度終了後3か月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計画書並びに事業報告書(財務諸表等)を作成し、5年間事務所に備えて置かななければならない。
- (2) 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内はいつでも、財務諸表等の閲覧又は謄写等の請求をすることができる。(書面等の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。)

## ○登録基準に対する適合

厚生労働省保険局長は、登録研修機関が登録基準に適合しなくなったと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を求め、登録研修機関はこれに応じる。

## ○研修の実施に対する改善

厚生労働省保険局長は、登録研修機関が研修の実施義務の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を求め、登録研修機関はこれに応じる。

## ○登録の取消等

厚生労働省保険局長は、登録研修機関が規定に違反等するときには、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を求めることができる。

## ○研修実施後の厚生労働省保険局長への報告書提出

登録研修機関は、施術管理者研修を行ったときは、当該研修が修了した日の属する月の翌月末日までに、研修実施状況報告書を厚生労働省保険局長に提出しなければならない。

登録研修機関は、研修実施状況報告書の写しを控え、研修の業務を廃止するまで適切に保管する。

### ○備え付ける帳簿の記載内容

登録研修機関は、研修修了証を交付した受講者について、当該研修が修了した日の属する月の翌月末日までに、帳簿を作成し、研修の業務を廃止するまで適切に保管しなければならない。

### ○報告の徴収

厚生労働省保険局長は、研修の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録研修機関に対し、必要と認める事項の報告を求めることができる。

### ○厚生労働省ホームページへの掲載

厚生労働省保険局長は、登録等をした場合には、その旨を厚生労働省のホームページに掲載しなければならない。

### ○施術管理者の申出

受領委任を取り扱う施術管理者の申出を行う者は、次の書面を追加で添付する。

- ・実務経験期間証明書の写し
- ・研修修了証の写し

### ○実務・研修要件の適用除外

- ・実施日(令和2年度中)前において、既に受領委任の承諾がされた施術管理者が同じ施術所で受領委任の取扱いを継続して行う場合
- ・以前施術管理者であった者について、承諾施術所の所在地の変更のみを行う場合

### ○限界事例の特例

#### 対象:

- ・令和2年2月の国家試験ではき師の資格を取得した後、令和2年5月末日までに受領委任の申出を行った施術管理者  
※実施日(令和2年度中)に応じて、特例の要否を検討
  - ・令和3年2月の国家試験ではき師の資格を取得した後、令和3年5月末日までに受領委任の申出を行った施術管理者
- ※ 柔整は、現在、平成30年度、31年度の限界事例に対して特例を定めている。

#### 特例:

- ・申出を行った日から1年以内に、合計7日間相当(49時間程度)の実務研修(実務研修期間証明書の写しの提出)
- ・申出を行った日から1年以内に研修受講(研修修了証の写しの提出)

## ○取扱開始初年度の特例

対象：実施日（令和2年度中）から1年の期間中に、新たに施術管理者となるための実務経験要件を満たしており、受領委任の申出を行った施術管理者

※ 取扱開始当初の過渡期に対応するための特例

※ 柔整は、平成30年4月1日実施であり、平成30年度の申出に対して特例を定めている。

特例：申出を行った日から1年以内に研修受講（研修修了証の写しの提出）

## ○施術管理者死亡の特例

対象：現在の施術管理者が死亡し、勤務する施術者が施術管理者となる場合

特例：

- ・必要となる実務経験を満たした後、速やかに実務研修期間証明書の写しを提出
- ・申出の日から1年以内に研修修了証の写しを提出

# 「受領委任の取扱規程」の修正内容(案)

改正(案)	改正前
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>(受領委任の承諾)</p> <p>11 厚生(支)局長及び都道府県知事は、10の申出を行った施術管理者について、次の(1)から(14)の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該施術管理者に承諾した旨を通知すること。</p> <p>受領委任の取扱いが承諾された後において、次の(1)から(14)の事項に該当することが判明した場合、当該承諾は無効であること。</p> <p>なお、次の(1)から(3)及び(5)の中止については、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師のうち、いずれに係るものであるかは問わないこと。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 令和2年4月1日(P)以降に10の申出を行った施術管理者について、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和○年○月○日保発○第○号厚生労働省保険局長通知)による実務に従事した経験を一年以上有しないとき。</u></p> <p><u>(13) 令和2年4月1日以降に10の申出を行った施術管理者について、(12)の通知による研修の課程を修了していないとき。</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>(検討)</p> <p>47 本規程については、施行後、以下の項目について検討し、その結果を踏まえ見直しが行われるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>(受領委任の承諾)</p> <p>11 厚生(支)局長及び都道府県知事は、10の申出を行った施術管理者について、次の(1)から(12)の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該施術管理者に承諾した旨を通知すること。</p> <p>受領委任の取扱いが承諾された後において、次の(1)から(12)の事項に該当することが判明した場合、当該承諾は無効であること。</p> <p>なお、次の(1)から(3)及び(5)の中止については、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師のうち、いずれに係るものであるかは問わないこと。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(検討)</p> <p>47 本規程については、施行後、以下の項目について検討し、その結果を踏まえ見直しが行われるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新たに施術管理者となる者に研修受講等の適切な要件を課す仕組みについて、平成32年4月までの実施を目指して、検討する。</u></p> <p>(3) (略)</p>

# あはき療養費に関する報告書の 各項目の状況について

## I 不正対策

＜平成30年4月23日付報告書とりまとめの概要＞

1. 患者本人による請求内容の確認
  - ・ 施術者は、毎月、支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する。
2. 医師の同意・再同意
  - ・ 施術者が、施術の内容・頻度、患者の状態・経過を記載した「施術報告書」を作成する。  
(努力義務、報酬上の手当)
  - ・ 現在、医師の再同意については、3か月ごとに、口頭での再同意が認められているが、文書で行うこととするとともに、6か月ごととする。
3. 長期・頻回の施術等
  - ・ 保険者が長期・頻回な施術について償還払いに戻せる仕組みについて検討する。
4. 往療
  - ・ 往療の起点と施術した場所を記載した往療内訳表を添付する。
  - ・ 距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入を見据えて段階的に改定を行う。
5. 療養費の審査体制
  - ・ 保険者等の判断により審査会を設置して審査できることとする。
  - ・ 請求の電子化、審査のシステム化、保険者を超えた審査など、効率的・効果的な審査について検討する。

## Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

1. 受領委任は、原則として、柔道整復師の「受領委任の取扱規程」(契約)の例による。
2. 柔道整復療養費同様、個別指導・監査の迅速化を図る。
3. 保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み
4. 問題のあった施術所・施術者については、以下のペナルティ
  - ① 受領委任の契約に基づく、受領委任の取扱いの中止
  - ② 国家資格についての行政処分
5. 受領委任制度の導入に伴い、施術所・施術管理者を、地方厚生(支)局に登録する仕組みとする。
6. 新たに施術管理者となる者に研修受講等の要件を課す(平成32年4月までの実施を目指して検討、準備)
7. 登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについては、施術管理者となる者への研修の実施状況等を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に検討し、結論を得る。
8. 施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定する。
9. 地方厚生(支)局の人員体制の確保に努める。
10. あはき療養費の受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとする。厚生労働省は、多くの保険者が受領委任制度に参加できる環境整備に努める。

平成30年4月 医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費  
検討専門委員会報告書取りまとめ

平成30年5月 料金改定通知発出(6月(施術報告書交付料は10月)から実施)

平成30年6月 受領委任通知発出(受領委任制度の導入)

※受領委任の目的

- ・患者の施術料支払や療養費請求手続に係る負担が軽減
- ・保険者等への療養費請求手続が明確化
- ・必要に応じて地方厚生(支)局及び都道府県から施術者や開設者に対して指導監督
- ・療養費の不正又は不当な請求への対応

※柔道整復療養費の受領委任制度の契約の例による

※施術所・施術管理者を、地方厚生(支)局に登録する

※問題のあった施術所・施術者の受領委任の取扱いの中止

留意事項通知発出(同意書・施術報告書関係)

- ・保険医が交付する同意書の様式の変更
- ・同意書による同意期間の変更(3カ月→6カ月)
- ・文書による再同意
- ・保険医の再同意に際し施術者が「施術報告書」を交付(施術報告書交付料の請求が可能)

(6月～7月) 保険者(健保組合・国保・後期高齢者医療)向け説明会実施

平成30年7月 受領委任申出書受付開始(施術者から厚生局へ申出)  
受領委任制度導入に関する(施術者向け)周知事務連絡の発出  
※施術者向けに制度周知のためのチラシを作成し、保険者等に対してチラシによる周知を依頼  
厚生労働省のウェブページでも周知

平成30年10月 同意書・施術報告書の取扱開始  
留意事項通知Q&A発出  
※併せて、保険者(国保・後期高齢者医療)に対して申出書提出に関する再周知依頼

平成30年12月 受領委任通知Q&A発出

平成31年1月 受領委任制度の開始  
※1月時点の参加保険者は、協会けんぽ、健保組合25(2%)、  
国保1159(62%)、後期高齢者医療17(36%)  
施術管理者数は、約24,200  
※8月時点の参加保険者は、協会けんぽ、健保組合226(16%)、  
国保1785(95%)、後期高齢者医療44(94%)  
施術管理者数は、約27,300

## 【対応済】

### ○平成30年10月 同意書・施術報告書の取扱開始

#### I 不正対策

##### 2. 医師の同意・再同意

- ・ 施術者が、施術の内容・頻度、患者の状態・経過を記載した「施術報告書」を作成する。  
（努力義務、報酬上の手当）
- ・ 現在、医師の再同意については、3か月ごとに、口頭での再同意が認められているが、  
文書で行うこととするとともに、6か月ごととする。

### ○平成31年1月 受領委任制度の開始

#### I 不正対策

##### 1. 患者本人による請求内容の確認

- ・ 施術者は、毎月、支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する。

##### 4. 往療

- ・ 往療の起点と施術した場所を記載した往療内訳表を添付する。

##### 5. 療養費の審査体制

- ・ 保険者等の判断により審査会を設置して審査できることとする。

## Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

1. 受領委任は、原則として、柔道整復師の「受領委任の取扱規程」(契約)の例による。
2. 柔道整復療養費同様、個別指導・監査の迅速化を図る。
4. 問題のあった施術所・施術者については、以下のペナルティ
  - ① 受領委任の契約に基づく、受領委任の取扱いの中止
  - ② 国家資格についての行政処分
5. 受領委任制度の導入に伴い、施術所・施術管理者を、地方厚生(支)局に登録する仕組みとする。
8. 施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定する。
10. あはき療養費の受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとする。厚生労働省は、多くの保険者が受領委任制度に参加できる環境整備に努める。

## 【対応中】

### I 不正対策

#### 3. 長期・頻回の施術等

- ・ 保険者が長期・頻回な施術について償還払いに戻せる仕組みについて検討する。  
→ 保険者等から報告された結果の集計中  
令和元年度目途で収集結果を分析し、その後、償還払いに戻せる仕組みを検討

#### 4. 往療

- ・ 距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入を見据えて段階的に改定を行う。  
→ 平成30年6月改定において、距離加算を引き下げ包括化、施術料の引き上げ原則令和2年改定までに距離加算の廃止や訪問施術制度を検討し結論を得る。

## Ⅱ 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

### 3. 保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み

→ 令和元年度の地方厚生局における指導・監査の実施に併せて周知予定

### 6. 新たに施術管理者となる者に研修受講等の要件を課す

→ 令和2年度中の実施を目指して検討、準備中

### 9. 地方厚生(支)局の人員体制の確保に努める。

→ 平成30年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、8人の増員が認められた。

平成31年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、2人の増員が認められた。

## 【検討中】

### I 不正対策

#### 5. 療養費の審査体制

- ・ 請求の電子化、審査のシステム化、保険者を超えた審査など、効率的・効果的な審査について検討する。

### II 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

7. 登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについては、施術管理者となる者への研修の実施状況等を踏まえながら、早期の導入に向けて、平成33年度中に検討し、結論を得る。

# 療養費の推移

(金額:億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国民医療費	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381
対前年度伸び率	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%
治療用装具	350	387	396	406	405	421	425	438
対前年度伸び率	4.2%	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%
柔道整復	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636
対前年度伸び率	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%
はり・きゅう	293	315	352	358	365	380	394	407
対前年度伸び率	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%
マッサージ	459	516	560	610	637	670	700	707
対前年度伸び率	22.7%	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%

(注1) 平成21年度は保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

- 平成21年度の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

- 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

(注3) 治療用装具の療養費の算出について

- 平成21年度の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。